

田子町空き家・空き地バンク実施要綱

平成26年2月21日
訓令第 1 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、田子町における空き家・空き地（以下「空き家等」という）について、空き家等の利活用及び中古住宅の流通促進を図り、空き家等の発生や増加を抑制するとともに、定住促進による地域の活性化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住又は店舗等を目的として町内に建築された建物であつて、現に人が居住していない建物及びその敷地並びにアパートの一室をいう。
- (2) 空き地 住宅、店舗等の建築に適した町内の良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）をいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) バンク この要綱の定めるところにより、空き家等の売却、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、町内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対して情報を提供する制度をいう。
- (5) 仲介業者 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に定める宅地建物取引業者）で田子町と空き家・空き地バンクの運営について協定を締結した者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家・空き地バンクに、空き家等の情報を登録しようとする所有者等は、空き家・空き地バンク物件登録申込書（様式第1号）に空き家・空き家バンク物件登録カード（様式第2号。以下「物件登録カード」という。）を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する提出は、仲介契約を締結した仲介業者を経由して行うことができるものとする。
- 3 町長は、前2項の規定による登録の申込みがあつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家・空き地バンクに登録するものとする。
- 4 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
- 5 町長は、第3項の規定による登録を完了したときは、空き家・空き地バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により当該所有者等に通知するものとする。この場合において、当該登録をした旨を仲介業者に通知することができる。

(空き家等に関する登録事項の変更)

第5条 前条第5項の規定による登録完了の通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があつたときは、空き家・空き地バンク物件登録事項変更届（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した物件登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家等に関する異動の届出)

第6条 所有者等は、所有者等の異動その他の理由により空き家等の登録を取り消すときは、空き家・空き地バンク物件登録取消届出書（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

(空き家等に関する登録の取消し)

第7条 町長は、所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家等に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 空き家・空き地バンク物件登録取消届出書の提出があったとき。
- (2) 登録後、2年を経過し、再登録を行わないとき。
- (3) 登録に関して不正や偽り等が判明したとき。
- (4) 登録された空き家等が空き家・空き地バンク以外により成約したとき
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が物件登録台帳に登録されていることが不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、空き家・空き地バンク物件登録取消決定通知書(様式第6号)により当該物件所有者等に通知するものとする。

(空き家情報の提供)

第8条 町長は、登録された空き家等の情報のうち次に掲げる事項を町のホームページ等により公開するものとする。

- (1) 物件の所在地
- (2) 空き家等の概要
- (3) 主要施設等までの距離
- (4) 所有者等の希望条件
- (5) 仲介業者の名称、所在地及び電話番号
- (6) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、仲介業者が仲介しないで空き家・空き地バンクに登録された空き家等については、必要に応じて、空き家等を購入し、又は賃借することを希望する者(以下「利用者」という。)に有用な情報を提供するものとする。

(所有者等と利用者の交渉等)

第9条 所有者等と利用者は、仲介業者に交渉等の仲介を依頼することができるものとする。

- 2 町長は、所有者等、利用者及び仲介業者(以下これらを「当事者」という。)における空き家等に係る交渉、契約等には、関与しないものとする。
- 3 交渉、契約等に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、当事者において解決しなければならない。
- 4 所有者等は、契約等の結果を町長に報告しなければならない。

(暴力団員の排除)

第10条 田子町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と認められるものは、空き家・空き地バンクを利用することができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

空き家・空き地バンク物件登録申込書

田子町長 殿

登録申込者 住所
氏名
電話

印

田子町空き家・空き地バンク実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンクへの登録を申し込みます。登録内容は、別紙空き家・空き地バンク物件登録カード（様式第2号）に記載したとおりです。

記

1 次の事項について、承諾します。

- (1) 登録した空き家に関する情報を、町と協定を締結した宅地建物取引業者と利用希望者に提供されること。
- (2) 登録した空き家等の情報で所有者等以外の情報（所在地、物件の概要及び写真等）を、田子町のホームページ、広報誌等で一般に公開されること。
- (3) 空き家・空き地バンク物件登録カードに記入した内容をもとに、現地で空き家等の状態を町の担当者が確認するため、固定資産税の課税資料を閲覧すること。

2 次の事項について誓約します。

- (1) 物件登録カードの記載内容に偽りはないことを誓約します。
- (2) 空き家等に関する契約交渉に関わる仲介を依頼するときは、町と協定を締結した宅地建物取引業者へ仲介を依頼することを誓います。
- (3) 利用希望者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。
- (4) 私は、田子町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。

3 注意事項

- (1) 田子町では、情報の提供や必要な連絡調整等を行います。空き家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、一切これに関与しません。
- (2) 宅地建物取引業者の仲介を通さない物件については、利用希望者に所有者等の情報を公開します。
- (3) 宅地建物取引業者の仲介には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する範囲内の仲介報酬等が必要となります。
- (4) 申込みされた個人情報、田子町個人情報保護条例（平成17年田子町条例第21号）の規定の趣旨に基づき、空き家・空き地バンク制度の目的以外に利用いたしません。

主要施設等 までの距離	<input type="checkbox"/> 駅 () km	<input type="checkbox"/> バス停 () km	<input type="checkbox"/> 保育園 () km
	<input type="checkbox"/> 幼稚園 () km	<input type="checkbox"/> 小学校 () km	<input type="checkbox"/> 中学校 () km
	<input type="checkbox"/> スーパー () km	<input type="checkbox"/> コンビニ () km	<input type="checkbox"/> 医療機関 () km
所有者等の希 望条件	売買又は 賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売りたい <input type="checkbox"/> 貸したい (<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 定期借家) 定期借家の場合の借家期間 () 年	
	売価又は 賃料の条 件	売却希望価格 () 円	賃貸希望価格 () 円/月
特記事項	※ 抵当権、相続登記及びその他説明事項がある場合はその旨を記入してください。		

(間取り図)

(配置図)

※ 敷地内の家庭菜園や駐車スペースについても詳しく記載してください。

(位置図)

※ 目印となるところから記載してください。

- 注 1 当該建物及び土地の現状及び全景を確認することができる写真 3 枚程度を必ず添付してください。
- 2 間取り図、配置図及び位置図は、別に作成し、この様式に添付しても差し支えありません。
- 3 記載もれにより瑕疵担保責任等が生じた場合、町は一切の責任を負いかねます。

殿

田子町長

空き家・空き地バンク物件登録完了通知書

空き家・空き地バンクへの物件登録が完了したので、田子町空き家・空き地バンク実施要綱第4条第5項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 物件登録番号 第 号
- 2 空き家等の所在地
- 3 登録日 年 月 日
- 4 有効期限 年 月 日
- 5 仲介する宅地建物取引業者

備考

- 1 物件の登録後2年を経過し、再登録を行わないときは、当該物件の登録を取り消します。
- 2 登録内容について変更があった場合は、空き家・空き地バンク物件登録事項変更届により届け出てください。

様式第4号（第5条関係）

空き家・空き地バンク物件登録事項変更届

年 月 日

田子町長 殿

物件登録者
住所
氏名 印

空き家・空き地バンクの物件登録事項を変更したいので、田子町空き家・空き地バンク実施要綱第5条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 物件登録番号 第 号
- 2 変更内容

空き家・空き地バンク物件登録カード（様式第2号）に記載のとおり。
（変更箇所のみ記載し提出してください）

様式第5号（第6条関係）

空き家・空き地バンク物件登録取消届出書

年 月 日

田子町長 殿

物件登録者
住所
氏名

印

空き家・空き地バンクへの物件登録を取り消したいので、田子町空き家・空き地バンク実施要綱第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 物件登録番号 第 号

2 取消理由

田収発第 年 月 号

殿

田子町長

空き家・空き地バンク物件登録取消決定通知書

空き家・空き地バンク物件登録台帳の登録を取り消したので、田子町空き家・空き地バンク実施要綱第7条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 物件登録番号 第 号
- 2 空き家等の所在地
- 3 取消理由

